

岡山県公報

発行
岡山県
岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

主要目次

- 歳入の収納の事務の委託……………七九
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調査の縦覧……………七九
- 土地改良事業施行認可申請の縦覧……………八〇
- 土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧……………八〇
- 土地改良区清算人の就職届……………八一
- 河川整備基本方針の公表……………八〇
- 岡山県海面漁業調整規則に基づく聴聞……………八〇
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請……………八〇
- 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧……………八〇
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧……………八〇
- 国土調査の成果の認証……………八〇
- 公共測量の終了……………八〇

告示

●岡山県告示第五百八十九号
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八十八条第一項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。なお、昭和四十年岡山県告示第五百三十九号(農業改良資金収納事務受託者)、昭和四十六年岡山県告示第六百十五号(農業改良資金事務の委託)、昭和四十七年岡山県告示第千三百三十四号(農業改良資金事務委託契約の締結)及び昭和六十一年岡山県告示第十三号(歳入の収納の事務の委託)は、廃止する。

平成十七年十月二十一日
岡山県知事 石井正弘

- 一 委託した事務
農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二二号)第三条の貸付けの事業に係る貸付金の元利償還金の収納の事務
- 二 収納の事務の委託期間
平成十七年十月一日から一の事務が完了するまで
- 三 委託を受けた者

岡山市農業協同組合、瀬戸内農業協同組合、あかいわ農業協同組合、和気農業協同組合、岡山西農業協同組合、倉敷かさや農業協同組合、六条院農業協同組合、びほく農業協同組合、阿新農業協同組合、真庭農業協同組合、落合町農業協同組合、津山農業協同組合、勝英農業協同組合及びおかやま酪農業協同組合

●岡山県告示第五百九十九号
漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年十月二十一日
岡山県知事 石井正弘

- 一 発起人の住所及び氏名
倉敷市下津井田之浦一〇九一四 中瀬 慶隆
倉敷市下津井田之浦二二一八 青木 稔
加入区
- 二 田之浦吹上
- 三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
第一田之浦吹上漁業協同組合
縦覧期間
平成十七年十月二十一日から平成十七年十一月四日まで
- 四 縦覧場所
岡山県農林水産部水産課
- 五 発起人の住所及び氏名
倉敷市下津井田之浦二一四一七二 尾崎 幸一
倉敷市下津井田之浦一〇三一二六 山下 孝道
加入区
- 三 田之浦吹上
- 四 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
本田之浦吹上漁業協同組合
縦覧期間
平成十七年十月二十一日から平成十七年十一月四日まで
- 五 縦覧場所
岡山県農林水産部水産課
- 一 発起人の住所及び氏名
倉敷市下津井田之浦二一五一二二 板田 晴二
倉敷市下津井五一一三 難波 賢治
加入区

- 三 田之浦吹上
漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
備南漁業協同組合
縦覧期間
平成十七年十月二十一日から平成十七年十一月四日まで
縦覧場所
岡山県農林水産部水産課
- 四 一 発起人の住所及び氏名
倉敷市下津井田之浦一七二 山下 公利
倉敷市下津井吹上一七九 江見 良夫
加入区
田之浦吹上
- 五 二 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
長浜漁業協同組合
縦覧期間
平成十七年十月二十一日から平成十七年十一月四日まで
縦覧場所
岡山県農林水産部水産課
- 一 発起人の住所及び氏名
岡山市乙子一五五 岡崎 福市
岡山市金岡西町一四〇八一七 秋田 実
加入区
西大寺
- 三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
西大寺漁業協同組合
縦覧期間
平成十七年十月二十一日から平成十七年十一月四日まで
縦覧場所
岡山県農林水産部水産課

公 告

〔三三〕 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に備前県民局長に申し出ることができる。
平成十七年十月二十一日
岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 申請者
光南台土地改良区理事長
- 二 地区名
鐘鑄場池（小規模ため池補強（ため池）事業）
- 三 縦覧に供する書類
土地改良区定款
事業計画書
- 四 縦覧の期間
平成十七年十月二十一日から平成十七年十一月十一日まで
縦覧の場所
備前県民局農林水産事業部
- 五 申請者
吉備土地改良区理事長
- 二 地区名
小松花北（非補助土地改良（かんがい排水）事業）
- 三 縦覧に供する書類
土地改良区定款
事業計画書
- 四 縦覧の期間
平成十七年十月二十一日から平成十七年十一月十一日まで
縦覧の場所
備前県民局農林水産事業部

〔四四〕 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に備前県民局長に申し出ることができる。
平成十七年十月二十一日
岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 申請者
児島湾土地改良区理事長
- 二 地区名

三 西畦7(非補助土地改良(かんがい排水)事業) 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

四 縦覧の期間

平成十七年十月二十一日から平成十七年十一月十一日まで

五 縦覧の場所

備前県民局農林水産事業部

(六五) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区清算人の就職の届出があった。

平成十七年十月二十一日

岡山県知事 石井正弘

一 土地改良区の名称

関本土地改良区

二 就職清算人

就職清算人氏名

為季幸雄

高井茂夫

高井敏之

為季正裕

前原一博

水島昇

鷺田慎

有元正典

織田卓弥

有元主治

住 所

勝田郡奈義町関本八三一

〃 〃 〃 〃 六〇三

〃 〃 〃 〃 二八〇

〃 〃 〃 〃 八九八一

〃 〃 〃 〃 二八六

〃 〃 〃 〃 行方三九八一五

〃 〃 〃 〃 八四

〃 〃 〃 〃 六四

〃 〃 〃 〃 一七七

〃 〃 〃 〃 高四七九

(六六) 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条第一項の規定により、二級河川今立川水系河川整備基本方針を平成十七年十月五日に定めた。

その関係図書は、岡山県土木部河川課、岡山県備中県民局建設部建設企画課及び岡山県備中県民局井笠支局地域建設室建設企画課において、一般の縦覧に供する。

平成十七年十月二十一日

河川管理者 岡山県知事 石井正弘

(六七) 岡山県海面漁業調整規則(昭和四十年岡山県規則第四十五号)第四十八条第三項の規定及び同規則第五十条第三項において準用する同規則第四十八条第三項の規定による聴聞を行う。

平成十七年十月二十一日

岡山県知事 石井正弘

一 聴聞を受ける者

岡山県倉敷市下津井田之浦一―一―四

岡山県倉敷市玉島黒崎四三八四

岡山県笠岡市北木島町七八二〇

岡山県浅口郡寄島町四一〇四

岡山県笠岡市美の浜三二―一七三

岡山県倉敷市下津井田之浦一―一六―五

岡山県笠岡市真鍋島二八二

岡山県倉敷市下津井一―一六―九

岡山県笠岡市美の浜二―二二

岡山県笠岡市真鍋島八九七一

岡山県福山市走島町一五三一四

岡山県福山市走島町一五三一四

岡山県福山市走島町四三七一

二 期日

平成十七年十一月二日午前九時三十分から

三 場所

岡山市内山下二―四―六

岡山県庁九階第三会議室

(六八) 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成十七年十月二十一日

岡山県知事 石井正弘

一 申請のあった年月日

平成十七年十月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

あおぞら会

三 代表者の氏名

佐藤 文和

四 主たる事務所の所在地

岡山市伊福町一丁目一〇番二五号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者(児)が、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(六九) 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第三項の規定により、

次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。
 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
 平成十七年十月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ダイキEX岡山
 所在地 岡山市藤田字錦五六〇―二三六ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
 名称 ダイキ株式会社
 住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号
 代表者の氏名 代表取締役 山下 雄輔
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
 名称 ダイキ株式会社
 住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号
 代表者の氏名 代表取締役 山下 雄輔
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成十八年六月十四日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一万四千七十五平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (1) 駐車場の収容台数 九百三十四台
 (2) 駐輪場の収容台数 百十四台
 (3) 荷さばき施設の面積 百六十二平方メートル
 (4) 廃棄物等の保管施設の容量 九十立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前七時三十分
 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後九時三十分
 (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時十五分から午後九時四十五分まで
 (4) 駐車場の自動車の出入口の数 八箇所
 (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

二 届出年月日
 平成十七年十月十三日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間

平成十七年十月二十一日から平成十八年二月二十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局商工観光部地域産業課

(云々) 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
 平成十七年十月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ヤングタウン
 所在地 岡山市駅元町一番街地下二号
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
 名称 株式会社岡山ステーションセンター
 住所 岡山市駅元町一番一―二〇一号
 代表者の氏名 代表取締役社長 高橋 司
- 3 変更事項
 (変更前)
 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社カタヤマ他十二社
 (変更後)
 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社カタヤマ他十社(株式会社シゼンヌ、ダイアナ株式会社、トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社、株式会社服部時計店、株式会社光商店、株式会社ワイルドストアパートナーズを削除し、株式会社ソニープラザ、株式会社サンエー・インターナショナル、株式会社ユナイテッドアローズ、有限会社松成を追加するものである。)
- 4 変更年月日
 平成十七年九月十五日

二 届出年月日
 平成十七年十月十四日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間

平成十七年十月二十一日から平成十八年二月二十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市役所経済局商工観光部地域産業課

(六三) 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十七年十月二十一日

岡山県知事 石井正弘

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
御津町	平成十五年五月 平成十七年三月	御津町及び 地籍簿	大字矢原の 一部・大字 伊田の一部	平成十七年十月十七日
高梁市	平成十六年四月 平成十七年九月	高梁市 地籍簿及び 地籍簿	川上町地頭 の一部	平成十七年十月十七日

(六三) 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、広島防衛施設局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成十七年十月二十一日

岡山県知事 石井正弘

測量区域	測量の目的	終了年月日
岡山県勝田郡奈義町	公共測量(施設測量)	平成十七年九月三十日